



精神保健指定医の指定に関する要件・ 実施方法等の見直しについて

平成30年12月
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

1. 見直しの趣旨・概要

- 今回の精神保健指定医の指定に関する要件・実施方法等の見直しは、**指定医の資格の不正取得の再発防止や、指定医としての資質の確保**を目的として行うものです。
- 具体的には、**ケースレポートの提出に係る症例の分野や数等**の見直し、**ケースレポートの様式**の見直し、**口頭試問の導入**、**指導医の要件**の見直しなどを行います。
- 各見直しのポイントは次ページ以降のとおりですが、より詳細な情報は以下をご覧ください。
 - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度の一部を改正する件(平成30年11月20日厚生労働省告示第390号)
 - ・ 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について(平成30年12月6日障発1206第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
 - ・ ケースレポート及び口頭試問の評価基準(平成30年11月22日医道審議会精神保健指定医資格審査部会決定)など

厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/seishinhokenshiteii.html>

2. 見直し事項の適用日

- 今回の見直しは、**2019年7月1日以降**に行う新規申請から適用します。(2019年6月の〆切までに新規申請を行う場合は従来どおりです)

※ なお、**いくつかの見直し事項**については**経過措置**が設けられていますので、次ページ以降のポイントや、上記の各種資料をご確認ください。

3. 見直しのポイント


見直しポイント①

ケースレポートに係る症例分野・症例数・症例の条件等の見直し
(精神保健指定医として必要な診断又は治療に従事した経験)

- ケースレポートに係る症例分野・症例数は下記の **5 分野 5 症例**。
【2019年7月1日以降の申請に係るケースレポートから適用】

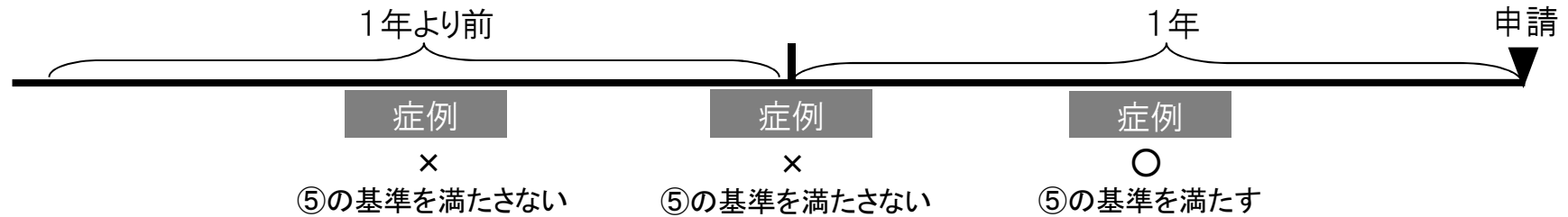
厚生労働大臣の定める精神障害	厚生労働大臣が定める程度
症状性を含む器質性精神障害	措置入院者又は医療保護入院者につき 1 例以上
精神作用物質使用による精神及び行動の障害（依存症に係るものに限る。）	措置入院者又は医療保護入院者につき 1 例以上
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	措置入院者又は医療保護入院者につき 1 例以上
気分（感情）障害	措置入院者又は医療保護入院者につき 1 例以上
次の各号に掲げる精神障害のうちいずれか 一 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 二 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 三 成人の人格及び行動の障害 四 知的障害（精神遅滞） 五 心理的発達障害 六 小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	措置入院者又は医療保護入院者につき 1 例以上

○ 提出するケースレポートは以下の条件を満たす必要がある。

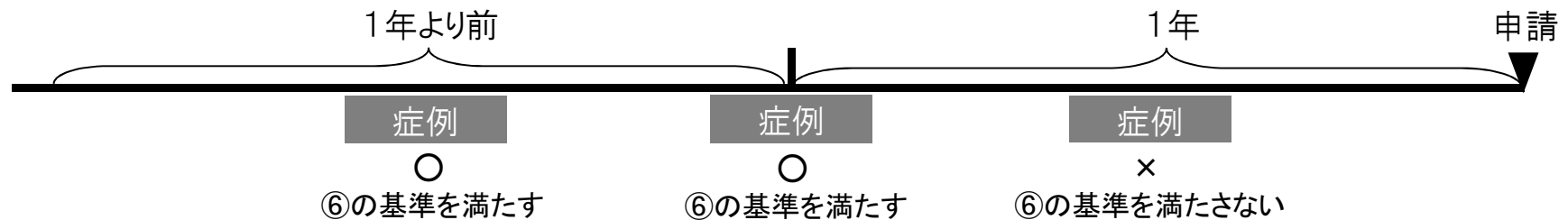
ケースレポートが満たすべき要件	適用日
① 措置入院者又は医療保護入院者の症例に限る	2019年7月1日以降の申請に係るケースレポートから適用
② 5症例のうち1例以上は医療保護入院者の症例とする	
③ 5症例のうち1例以上は措置入院者の症例とする	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block;">2019年7月1日以降の申請に係るケースレポートから適用</div>  ただし、3年間の経過措置を設け、適用は2022年7月1日以降の申請に係るケースレポートから （3年間の経過措置期間中は、これらのケースレポートを提出することが望ましいとするのみで、必須ではない。）
④ 医療保護入院者の症例について1例以上は、申請者が、当該医療保護入院者の入院時点からその診断又は治療に従事したものであり、入院時の指定医の診察に立ち会ったものとする	
⑤ 5症例のうち1例以上は、申請前1年以内に従事したものとする	
⑥ 5症例のうち2例以上は、申請日の1年前の日より前に従事したものとする	
⑦ 5症例のうち1例以上は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係るものであることが望ましい	2019年7月1日以降の申請に係るケースレポートから適用
⑧ 1例以上は、申請者が、措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、任意入院による治療を行ったものであることが望ましい	
⑨ 1例以上は、申請者が、措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、通院による治療を行ったものであることが望ましい （通院による治療の期間がおおむね1ヶ月以上であることが望ましい）	

【留意事項】

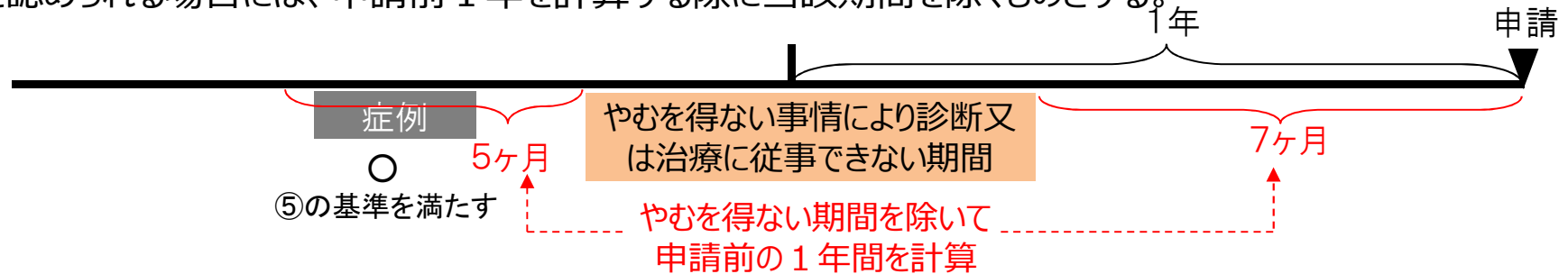
※ 1 ⑤については、**開始日**が、**申請前 1 年以内**であれば、条件を満たす症例となる。



※ 2 ⑥については、**開始日**が、**申請日の 1 年前の日より前**であれば、条件を満たす症例となる。



※ 3 ⑤については、当該症例を取り扱った後、やむを得ない理由により診断又は治療に従事できない期間があると認められる場合には、申請前 1 年を計算する際に当該期間を除くものとする。



☑ やむを得ない理由とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定する育児休業若しくは介護休業、産前産後休業又は長期の病気療養等とし、診断又は治療に従事できない期間として除くことができる期間は1ヶ月以上2年以内を基本とする。

☑ 申請者は、申請の際に、やむを得ない事情により診断又は治療に従事できないことを証明する資料を添付する。

※ 4 なお、従来どおり、ケースレポートは全て、申請者が申請前 7 年以内に従事したものでなければならない。⁴

見直しポイント②

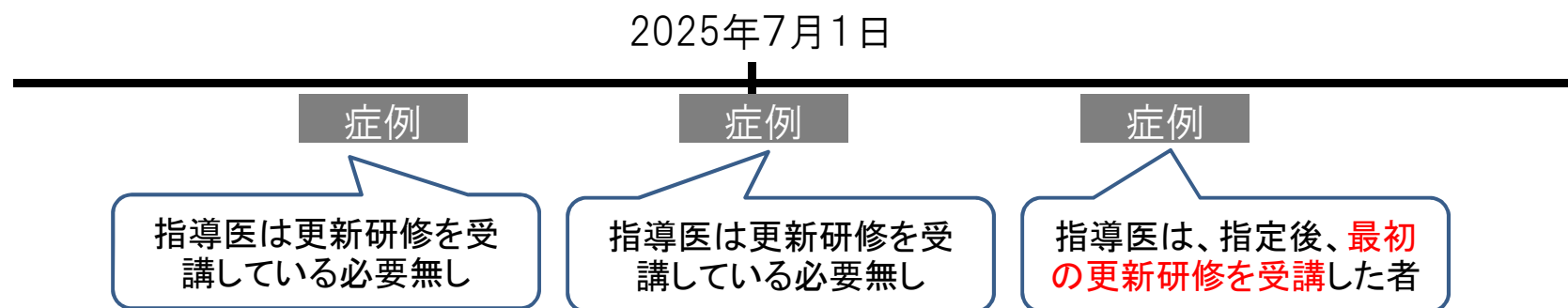
ケースレポートの様式変更

- ケースレポートの様式を変更し、関係法規に定める手続への対応について本文と別の記載欄を設け、本文では「入院時の状況」や「入院後経過」など、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技術を評価できる内容を記載する。（詳細は事務取扱要領の様式を参照）
【2019年7月1日以降の申請に係るケースレポートから適用】

見直しポイント③

指導医の要件の見直し

- 申請者を指導する指導医については、指定医として指定されてから、最初の更新研修を受講した者とする。
【2025年7月1日以降担当を開始した症例から適用】



※ なお、指導医についての常時勤務の要件は、従来どおり。また、事務取扱要領において、指導医が証明すべき事項もより明確化している。

見直しポイント④

口頭試問の導入

- ケースレポートの書面審査に加え、**口頭試問を導入**する。【2019年7月1日以降の申請者から適用】

申請後の審査の流れ

(スケジュールの目途)

新規申請（申請書、ケースレポート等を都道府県経由で厚労省に提出）

2019年12月〆切分

申請者に口頭試問の実施期間・開催地を連絡

2020年4月～6月頃

書 面 審 査

2020年5月～7月頃

申請者に当該申請者の口頭試問の日時・場所を通知(口頭試問の対象となる申請者のみ)

2020年7月～8月頃

口 頭 試 問

2020年8月～11月頃

指定医として指定することの可否の決定

2020年10月～11月頃

申請者への指定の可否の通知

2020年12月頃

※ それぞれの日程は目途であり、変更となる可能性があることにご留意ください

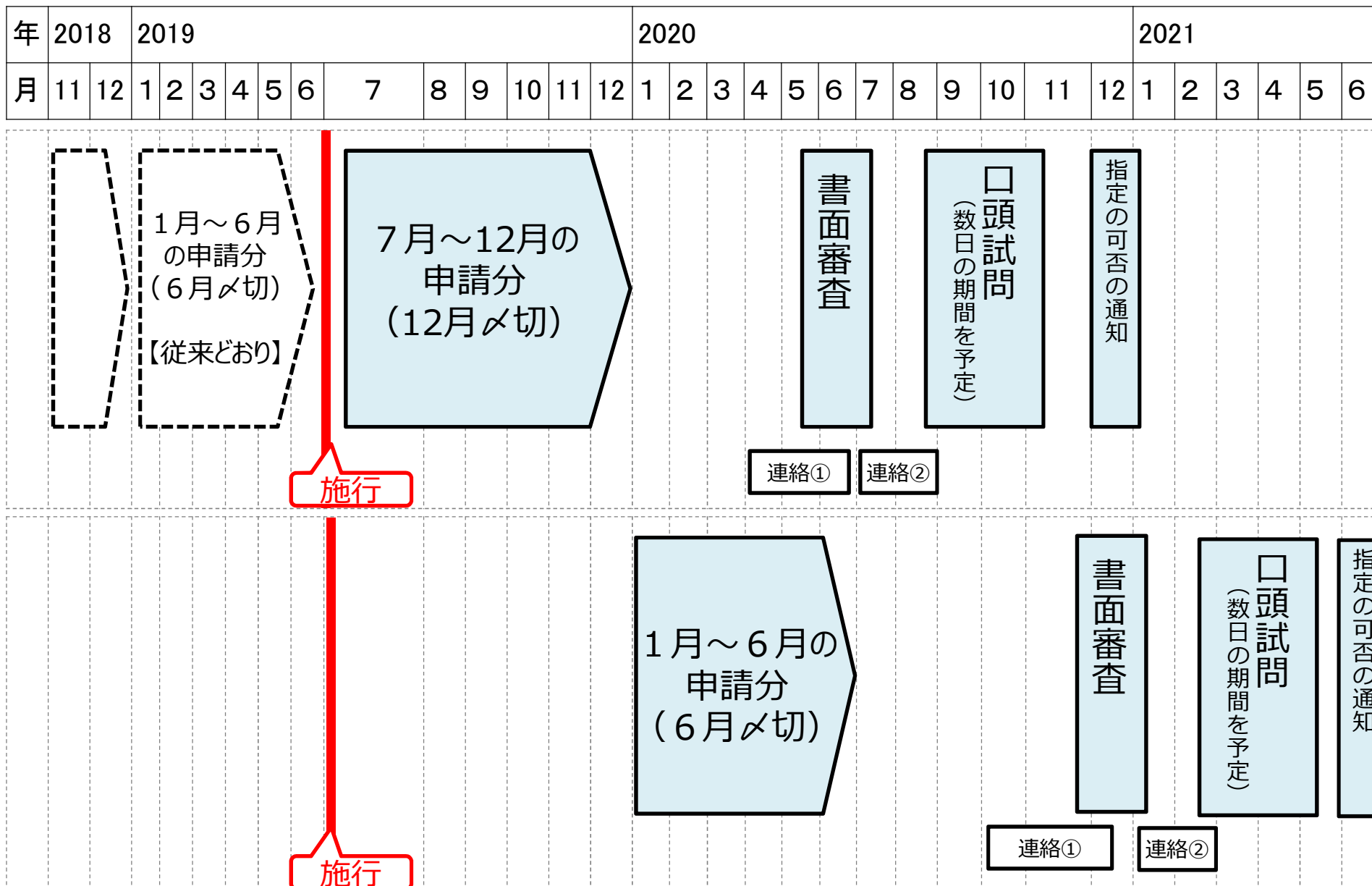
口頭試問の概要

※現時点における予定

- 申請者1名に対して試験委員複数名の形式により実施
 - 評価基準※に則し、ケースレポートの内容や指定医として必要な知識等について質疑応答を行う
- ※ケースレポート及び口頭試問の評価基準（平成30年11月22日医道審議会精神保健指定医資格審査部会決定）

4. スケジュール

※ それぞれの日程は目途であり、変更となる可能性があることにご留意ください



※連絡① 申請者に〇頭試問の実施期間・開催地を連絡
 連絡② 申請者に当該申請者の〇頭試問の日時・場所を通知(〇頭試問の対象となる申請者のみ)